

〔N○. 7〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 準防火地域内における共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。

→法62条（屋根） 令136条の2の2（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する基準） 一号二号（令和3年、平成26年）

2. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。

→法2条七号（耐火構造） 令107条（耐火性能に関する基準） 一号（令和3年、平成26年）
法2条七の二号（準耐火構造） 令107条の2（準耐火性能に関する基準） 一号（平成25年）

3. 防火構造として、建築物の軒裏の構造は、軒裏に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。

→法2条八号（防火構造） 令108条（防火性能に関する基準） 二号（令和4年）

4. 準防火性能に関する技術的基準に適合する構造として、建築物の耐力壁以外の外壁の構造は、外壁に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。

→法23条（外壁） 令109条の9（準防火性能に関する基準） 二号